

コミュニティバンク

令和3年度上半期 ディスクローチャー

(令和3年9月末現在)



地域の皆さまと共に歩み続ける



石巻商工信用組合

経 営 情 報 (半期情報の開示について)

令和3年度上半期(令和3年4月1日～令和3年9月30日)における経営情報をお知らせいたします。

◆ 貸借対照表(主な項目)

(単位:百万円)

資 産	令和2年9月末	令和3年9月末	負債・純資産	令和2年9月末	令和3年9月末
現金	2,159	2,132	預金積金	156,258	123,091
預け金	87,815	57,958	その他負債	863	1,232
買入金銭債権	14	11	退職給付引当金	9	11
有価証券	9,963	8,480	その他引当金	49	51
貸出金	62,184	60,904	繰延税金負債	44	45
その他資産	825	783	債務保証	39	21
固定資産	1,588	1,565			
繰延税金資産	—	—	出資金	436	432
債務保証見返	39	21	利益剰余金	6,321	6,361
貸倒引当金	△346	△370	その他有価証券評価差額金	223	237
合 計	164,246	131,485	合 計	164,246	131,485

◆ 損益計算書(主な項目)

(単位:百万円)

科 目	令和2年9月末	令和3年9月末
経常収益	690	629
業務収益	615	598
資金運用収益	565	540
うち貸出金利息	467	461
うち預け金利息	54	35
うち有価証券利息	28	26
役務取引等収益	48	44
その他業務収益	1	13
臨時収益	74	31
経常費用	582	558
業務費用	557	549
資金調達費用	4	2
うち預金利息	4	1
役務取引等費用	32	30
その他業務費用	0	10
一般貸倒引当金繰入額	—	—
経 費	520	505
臨時費用	25	9
うち個別貸倒引当金繰入額	—	—
経常利益	107	70
業務粗利益	578	554
業務純益	57	49
(実質業務純益)	(57)	(49)
(コア業務純益)	(57)	(48)
(投信解約損益を除く コア業務純益)	(57)	(48)
特別利益	—	—
特別損失	0	0
税引前当期純利益	107	70
法人税、住民税及び事業税	10	10
法人税等調整額	—	—
当期純利益	96	60

◆ 自己資本の充実状況

(単位:百万円、%)

項 目	令和2年9月末	令和3年9月末
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	6,757	6,794
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	56	82
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,814	6,876
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3	10
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	6,810	6,865
信用リスク・アセットの額の合計額	38,371	30,909
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	2,158	2,135
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	40,530	33,044
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	16.80%	20.77%

(注) 9月期の「オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額」は、直前3月期決算の計数を使用しております。

◆ 有価証券の時価情報

当組合の有価証券運用につきましては、国債を中心に行っており、リスクの把握や管理の難しい商品、ヘッジファンド等に対する投資は行っておりません。

◎満期保有目的の債券で時価のあるもの (単位:百万円)

項目	令和3年9月末				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	—	—	—	—	—
社債	400	401	1	1	—
外債	600	604	3	3	0
合計	1,000	1,005	4	4	0

(注)時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

◎その他有価証券で時価のあるもの (単位:百万円)

項目	令和3年9月末				
	取得原価	貸借対照表計上額	差額	うち益	うち損
国債	5,514	5,798	284	284	—
社債	1,407	1,406	△0	2	2
外債	100	102	2	2	—
株式	27	69	42	45	3
合計	7,048	7,376	327	333	5

(注)貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております

◆ 金利リスク量

(単位:百万円)

項目	令和3年9月末
金利ショックに対する損益・経済的価値の増減額	2,218

(注)金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合での金利リスク量は、市場金利が1%上昇した場合に受ける影響額を算出しております。

◆ 金融再生法ベースの債権区分及び同債権に対する保全額

令和3年9月期は、下記の状況となっており、保全等に十分な対応を図っております。

(単位:百万円、%)

区分	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)
金融再生法上の不良債権	6,661	6,303	288	6,592	98.96	80.74
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (注1)	1,309	1,235	74	1,309	100.00	100.00
危険債権 (注2)	5,351	5,068	214	5,282	98.71	75.71
要管理債権 (注3)	—	—	—	—	—	—
正常債権 (注4)	54,288	(注5)	(注6)			
合計額	60,950					

- (注) 1. 破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 経営は破綻していないが、経営悪化等により、今後債権の元本回収及び利息受取りができない可能性の高い債権です。
 3. 「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
 4. 債務者の財政状態等に問題がない「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
 5. 「担保・保証等(B)」は、担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

不良債権に対する備え

金融再生法上の不良債権は66億61百万円となっておりますが、その98.96%(65億92百万円)が引当金等でカバーされており、残り68百万円に対しても、当組合は自己資本の額68億65百万円を確保しており、不良債権に対する備えは万全です。

金融再生法上の不良債権 66億61百万円	未保全68百万円
引当金等でカバー 65億92百万円	

未保全68百万円に対する備え
自己資本の額 68億65百万円

(注)各計数は、表示単位未満を切り捨てて表示しておりますので、内訳と合計が一致しない場合があります。

◆ 貸出金業種別残高・構成比

当組合は、地元の皆さまからお預かりした預金は、地元の皆さまへ還元しており、リスクを分散した小口貸出を中心に、堅実経営を実践しております。

(単位:百万円、%)

業種別	令和3年9月末	
	金額	構成比
建設業	12,038	19.7
卸売業、小売業	10,806	17.7
製造業	6,962	11.4
運輸業、郵便業	5,367	8.8
不動産業	1,202	1.9
飲食業	1,199	1.9
宿泊業	632	1.0
医療、福祉	326	0.5
農業、林業	322	0.5
漁業	168	0.2
生活関連サービス業、娯楽業	119	0.1
その他	5,001	8.2
小計	44,146	72.4
地方公共団体	8,386	13.7
個人(住宅・消費・納税資金等)	8,371	13.7
合計	60,904	100.0

(注)「個人」には、業種が個人のほか、資金使途が住宅資金・個人消費資金等が含まれております。

地域貢献活動

● 地方創生に向けた取組み

石巻市・東松島市と地方創生に向けた実効性の高い取組みを推進することを目的に「包括連携に関する協定」を締結しております。今後も当組合と地方公共団体双方のノウハウや資源を有効に活用しながら、創業支援や産業振興など幅広い分野で連携を強化し、地方創生の実現に向けた取組みを進めてまいります。

● SDGs(持続可能な開発目標)への取組み

地域社会の課題解決と持続可能な社会の実現を目指し「みやぎ・しんくみSDGs共同宣言」を表明しております。地域経済活性化、地域社会貢献、地域環境保全、人材育成を活動の基軸として、職員一人ひとりの認識を高める他、地方公共団体等との連携を強化し、協同組織金融機関としての使命・役割を果たしてまいります。

● 文化的・社会的貢献に関する取組み

母子家庭・父子家庭等の高校生を対象に修学上必要な学資金の一部を給付する返済不要の「しんくみ はばたき奨学金」の創設のほか、「しんくみピーターパンカード」の利用代金の一定割合を毎年継続して子ども育成会連合会等へ寄付を行い、その活動を支援しております。また、渉外活動を通じた防犯パトロール活動、全営業店を「子ども110番連絡所」にしている等、安心・安全な地域づくりに取り組んでおります。

中小企業への支援

● 中小企業診断士による個別「経営相談(無料)」のほか、外部機関の「専門家派遣」による経営支援の取組み

様々なライフステージ(創業・成長・経営改善・事業承継等)にある事業者の皆さまの経営課題に対する支援を目的に、顧問アドバイザーの中小企業診断士による個別「経営相談(無料)」を毎月2回開催しているほか、外部機関と連携した専門家派遣の支援を行っておりますので、お気軽にご相談ください。

● 経営者保証に関するガイドラインへの対応

「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた経営者保証に関するガイドラインの特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しており、適切な対応に努めております。

● 金融円滑化に関する取組み

円滑な資金の供給を通じ、地域経済の活性化に向けた社会的責任を果たすため、お客さまの目線に立ち、新規のお借入および貸付条件変更等のご相談に対して柔軟に対応するなど金融の円滑化に取り組んでおります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているお客さまへの支援

● 新型コロナウイルス感染症の影響を受けているお客さまへの支援

新規のお借入れおよび貸出条件変更等資金繰り支援のほか、各種給付金・補助金の活用、ITデジタル化、事業再構築等の様々なニーズ・課題に対して、中小企業診断士による個別経営相談や「宮城県よろず支援拠点」等の公的外部機関との連携による経営支援を行っております。

● 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口の設置

全営業店に相談窓口を設置し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているお客さまへの支援を行っておりますので、お気軽にご相談ください。

- ・受付時間 9時から15時まで(土・日曜日、祝日および当組合休業日を除く)
- ・受付内容 必要な資金の借入、返済の猶予・返済額の変更等、各種給付金・補助金・助成金等

お客さま保護への対応

● マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策について

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止のため、当組合では「犯罪収益移転防止法」に基づき、口座開設や大口の現金取引等を行う際に、お客さまの「本人確認」「取引の目的」「職業・事業の内容」等の確認(取引時確認)を行わせていただいております。

● キャッシュカードによるATMでのお取引の一部利用制限について

ATMの操作に不慣れな高齢者の振り込め詐欺等の被害を防止するため、一部のお客さまのATM取引を制限させていただいております。

- 対象となるお客さま 70歳以上で過去3年間キャッシュカードによるATMでの「払戻」のお取引がない方
- 70歳以上で過去1年間キャッシュカードによるATMでの「振込」のお取引がない方

● 通帳・キャッシュカードの紛失・盗難等への対応

- ・偽造・盗難カード被害に対して補償を実施する制度を設けておりますので、万一被害に遭われた場合は、速やかに当組合にお申し出ください。
- ・通帳・キャッシュカード等の紛失、盗難等緊急時の連絡先 …… Tel 047-498-0151 にご連絡願います。

地域サービスの充実

● ATMの利用手数料「無料化」

当組合発行のカードで当組合のATMをご利用される場合は、土・日曜日・祝日等でも全ての方に無料でご利用いただけます。

● 苦情・相談窓口の設置

ご契約内容や商品等に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記受付窓口までお申し出ください。

- ・受付窓口 石巻商工信用組合 総務部 Tel 0225-95-3333
- ・受付時間 9時から17時まで(土・日曜日、祝日および当組合休業日を除く)

● 紛争等の解決措置

紛争の解決を図るため、弁護士会を利用することも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記の当組合総務部または、下記受付窓口までお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能となっております。

- ・受付窓口 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所 Tel 03-3567-2456
- ・受付時間 9時から17時まで(土・日曜日、祝日および全国信用組合中央協会休業日を除く)